

ID: 1648

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	低炭素建築物の新築等に係る改善命令		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第57条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【根拠条文】 (改善命令) 第57条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日